

戦後教育資料

昭和二十五年五月

日本学術会議とは何か

日本学術会議

6-4
643

千葉	6
----	---

VI-594



日本学術会議とは何か

目次

はしがき	二	日本学術会議は政府に対してどんな関係にあるか	一六
日本学術会議とは	二	日本学術会議の職務は何か	一八
日本学術会議の私たち	三	日本学術会議は実際にどんなことをしているか	一九
学術体制はどう変わったか	五	日本学士院はどうなったか	二二
日本学術会議会員の部属	五	STAOとは何か	二三
誰が日本学術会議会員を選挙するか	九	あとがき	二四
誰が日本学術会議会員に選挙されるか	一一		
選挙はどのように行われるか	一一		
選挙管理会について	一二		
日本学術会議会員の任期	一三		
日本学術会議にはどんな機関が置かれるか	一四		

VI-594

日本学術会議が、一九四九年（昭和二十四年）一月二〇日に創立されてから、もう一年半になる。今年の暮には、全会員の改選が行われるはずになっている。

ところが、日本学術会議についてよく知らない人が、一般世間にはもちろん、学界にも、まだ少ないようである。そこで、科学および技術の研究者をはじめ、ひろく一般世間の方々にも、日本学術会議についての正確な知識をもつて頂くために、日本学術会議とはどんなものか、についてごく簡単に説明してみたいと思う。

日本学術会議は、通常 ジエイ・エス・シー J. S. C. と略称される。Science Council of Japan の略である。

日本学術会議とは

日本学術会議とは何か。それは、日本学術会議法（昭和二十三年法律第一二二号）という法律で設立された全国科学者の団体である。

日本学術会議の目的は何か。それは「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映発達させること」である。

ところで、その日本学術会議はどうして生まれたか。その会員はどうして選任されるか。それはど

んな組織をもつか。どんな仕事をするか。それは、以前から存した科学の振興を目的とする諸機関とどこがちがうか。……

これらの点について、以下で簡単に説明する。

日本学術会議のおいたち

日本学術会議は、終戦の子である。

終戦直後のことであつた。日本を文化国家として再建するには、科学の振興と行政の科学化が何にもまさつて必要だという考えから、当時、日本の科学振興の任務を担当していた代表的な三つの団体（すなわち、帝国学士院、学術研究会議および日本学術振興会）を改組すべきだという意見が有力になり、具体的な改革案までできた。しかし、十分民主的に、かつ徹底的に改革しようというのであれば、まず、そうした改革案を作る手続を民主的にする必要がある。そこで、一九四六年（昭和二十一年）一月に、この問題について強い関心を示したGHQの代表者と日本側の代表者との会合で、改めて右の三つの団体の代表者のほかに、自然科学と人文科学とのそれぞれの分野の主要な研究施設の代表者を加えた約五〇名の世話人会をこしらえた。そして、この世話人会が起草した選挙規則にもとづいて、全国の科学者のうちから、日本の学術体制の刷新案を作成すべき委員一〇八名が選挙され、ここに、学術体制刷新委員会が成立した。

国会も、政府も、この問題に対して、多大の関心を示し、政府（片山内閣）は、この刷新委員会に對して、日本の學術体制刷新案を作成答申すべき旨を諮問し、その費用を支出した。

學術体制刷新委員会は、一九四七年（昭和二十二年）八月から、活動をはじめ、翌年の四月に至つて、學術体制の新しい構想を政府（芦田内閣）に答申した。その答申の主な内容は、次の如くであつた。

(一) 日本學術會議法を制定し、日本學術會議を設けること

(二) 日本學術會議と緊密に協力し、科學技術を行政に反映させるための諸方策および各行政機關相互の間の科學技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議することを目的とする科學技術行政協議會を、内閣総理大臣の所轄の下に、設けること

(三) 基本的諸科學の振興に對し責任をもつ行政機構を整備強化すること

政府は、この答申を採択し、學術体制刷新委員会の作つた要綱に立脚する日本學術會議法案を第三国会に提出し、一九四八年（昭和二十三年）七月一〇日、法律第一二二号として、日本學術會議法の公布を見るにいたつた。同年二月、その法律にもとずき、第一回の日本學術會議会員の選挙が行われ二二〇名の会員が当選した。これらの会員は、その翌年一月二〇日に東京に会合し、ここではじめて、日本學術會議が正式に誕生したのである。

政府は、同じく學術体制刷新委員会の答申にもとずき、科學技術行政協議會法案を国会に提出し、

一九四八年（昭和二十三年）二月二〇日、法律第二五三号として、科學技術行政協議會法の公布を見るにいたつた。

學術体制はどう変わったか

日本學術會議の誕生によつて、日本の學術体制はどう変わったか。それまでの學術振興のための諸団体はどうなつたか。

學術研究會議（いわゆる学研）は、日本學術會議が成立するとともに、廃止された。その仕事は全面的に日本學術會議によつて受け継がれる。

日本学士院は、それまでのものとはちがう性格のものとなり、日本學術會議に置かれることになつた。これについては、また後で説明する。

日本學術振興會（いわゆる学振）は、學術研究會議とはちがつて、學術振興を目的とする純然たる私の団体であるから、この後も引きつずき存続する。もちろん、日本學術會議とは、密接な連絡をとつて行くことになつてゐる。

日本學術會議会員の部属

日本學術會議に、科學の部門別に應じて、次の七つの部があり、定数二二〇人の会員は、すべてそのいずれかに属してゐる。

- 第一部 (文学、哲学、史学)
 - 第二部 (法律学、政治学)
 - 第三部 (経済学、商学)
 - 第四部 (理学)
 - 第五部 (工学)
 - 第六部 (農学)
 - 第七部 (医学、歯学、薬学)
- 人文科学部門
- 自然科学部門

部の分け方については、問題がある。右に示した分け方は、理論的に見て、かならずしも完全なものとはいえない。ことに、諸部の限界に位する諸学科の取扱いについては、実際的にも、いろいろの不便がある。しかし、厳密に言えば、そもそも科学をきちんといくつかの部門に分けること自体が無理なのであろうし、また右の分け方が不完全だとしても、さればといつて、これに代わるより完全な分け方も、おいそれと見つからない。そこで、実際問題としては、従来の各総合大学の学部の方を標準として、こういう分け方を採用するよりほかにしかたがなかつたのである。だから、将来、もつと合理的な分け方を見出されたあつきには、しかるべく改正する必要がある。

各部の定員は、それぞれ三〇人である。どの部の定員も、一様に三〇人ときめたのはおかし、という批評もあり得る。しかし、それなら何を標準として各部の定員を区別したらいいかという、な

かなか合理的な標準が見つからない。ここでも、実際問題としては、各部の選挙権者の数の多少などにかかわらず、ひとしく三〇人を定員と定めるよりほかにしかたがなかつたのである。

各部の定員三〇人のうち七人は、地方区定員であり、七つの各地方区から、一人ずつ選ばれる。残りの二三人は、全国区定員であり、全国区から選ばれる。

全国区定員は、専門別定員と専門にかかわらない定員とに分けられる。各部における専門別定員の数およびその専門別は、次の如くである。(カッコの中は、専門にかかわらない定員の数である)。

<p>第一部</p> <p>文学 四</p> <p>哲学 四</p> <p>史学 四</p> <p style="text-align: center;">計 一二(一一)</p>	<p>第二部</p> <p>法学一般 二</p> <p>公法学 二</p> <p>民法法学 二</p> <p>刑事法学 二</p> <p>政治学 二</p> <p style="text-align: center;">計 一〇(一二)</p>	<p>第三部</p> <p>経済学 五</p> <p>商学 五</p> <p style="text-align: center;">計 一〇(一二)</p>
--	--	---

第四部 数学 天文学 物理学 地球物理学 化学 動物学 植物学 地質学 鉱物学 地理学 人類学 応用物理学 機械工学 電気工学 造船学 土木工学 建築学 鉱山学 金属工学 応用化学		第六部 農学 農芸化学 林学 水産学 農業経済学 農業工学 畜産学 蚕糸学	
計 一一(一二)		計 八(二五)	
第五部 計 九(一四)		第七部 基礎医学 臨床医学 公衆衛生学 歯学 薬学	
		計 一五(八)	

誰が日本学術会議会員を選挙するか

誰が日本学術会議会員を選挙するか。日本学術会議会員(以下会員という)の選挙権の要件は何か。日本学術会議会員の選挙権をもつためには、次にかける資格をもつていなくてはならない。

(一) 科学者であること。ここに科学者とは、「科学又は技術の研究者」をいい、「研究論文又は業績報告により、後にのべる選挙管理会で認定される者でなければならぬ」。

(二) 次の資格のどれかを有すること。

(ア) 学校教育法または旧大学令による大学卒業後二年以上の者。

(イ) 旧専門学校令による専門学校、旧師範教育令による教員養成諸学校またはこれらの学校と同等以上の学校、養成所等を卒業後四年以上の者。

(ウ) そのほか研究歴五年以上の者。

右にかかげた(一)および(二)の資格を併せ具えた者が、選挙権を有するのである。

全国は次のような七つの地方区に分かれ、各有権者は、その現に勤務する地(現に勤務していない者にあつては、その住所地)によつて、そのどれかに所属する。

- (一) 北海道
- (二) 東北(青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣)

VI-594

- (三) 関東(茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、新潟縣、山梨縣)
- (四) 中部(富山縣、石川縣、福井縣、長野縣、岐阜縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣)
- (五) 近畿(滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣)
- (六) 中国・四国(鳥取縣、島根縣、岡山縣、広島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣)
- (七) 九州(福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣)

選挙権をもつ者が、その選挙権を現実に行使するためには、日本学術会議事務局に備えた各都県の有権者名簿に登録されなくてはならない。名簿に登録されない者は、たとえ選挙権をもつていても選挙権を行使できない。(選挙権のない者が、まちがって名簿に登録されても、その者が選挙権を行使できないことは、もちろんである)。

選挙権を有する者(すなわち有権者)として、有権者名簿に登録されようと思う者は、日本学術会議選挙管理会から登録用カードをもらい、それに必要事項を記入して、同管理会に提出しなくてはならない。管理会は、それにもとずいて有権者であることを認定し、有権者名簿に登録する。

選挙管理会は、選挙を行うべき年に、かような手続で、各都ごとに、有権者名簿を作成し、九月一日から同月二〇日まで、これを一般の縦覧に供する。名簿の記載について異議のある者は、九月二一日から同月三〇日まで、管理会に対して、異議の申立をすることができる。縦覧や、異議の申立

をみとめたのは、いうまでもなく、それによつて、有権者名簿の記載をできるだけ正確なものにしよとの趣旨である。

誰が日本学術会議会員に選挙されるか

日本学術会議会員の選挙権を有する者(すなわち、有権者)は、同時にまた被選挙権を有する。但し、ここでも有権者名簿に登録された者でなくては、被選挙権をみとめない取扱いである。

会員に選挙されたいと思う者は、自分から立候補することができる。また、三人以上の有権者または学会もしくは研究機関は、会員に選挙されたいと思う者を、候補者に推薦することができる。推薦する場合には、本人の承諾を得る必要がある。立候補する者も、推薦される者も、被選挙権を有する者でなくてはならない。

選挙管理会は、立候補した人および候補者に推薦された人の名簿(これを候補者名簿という)を作つて、これを各有権者に送る。有権者はそれを参考にして投票するのであるが、かならずしも、それに拘束されず、候補者名簿に載っていない者に投票してもさしつかえない。

選挙はどのように行われるか

選挙は、七つの部ごとに、同時に行われる。各有権者は、もちろん、自分の属する部の選挙にだけ参加するのである。

各部の選挙は、全国区の選挙と、地方区の選挙とに分かれる。(地方区の区分は、さきにのべた)。各部において、全国区から二三人の全国区選出会員と各地方区から一人ずつ(合計七人)の地方区選出会員とが、選挙される。これを有権者のほうからいうと、各有権者は全国区選出会員と、自分の属する地方区の地方区選出会員とを、同時に選挙するわけである。

有権者は選挙管理委員会から送られる投票用紙に、自分が投票しようとする者(被選挙権者)の氏名を自ら記載し、これを本人から直接に選挙管理会に送付する。

全国区選挙では、制限連記投票がみとめられ、定員は二三人であるが、各有権者は、投票用紙に、被選挙者を三人までしか記載することを許されない。(四人以上の氏名を書いた投票は無効である)。

地方区選挙では、定員は一人だから、投票用紙に被選挙権者(投票者と同じ地方区に属する者にかぎる)一人だけしか記載できないことは、もちろんである。

有効投票の最高数を得た者を当選人とする。同じ人が全国区と地方区との双方で当選したときは、全国区で当選したものとし、地方区では当選しなかつたものとして取り扱う。

選挙管理会について

日本学術会議会員の選挙につき、有権者の資格審査、選挙の実施、投票の効力の決定のほか選挙に関する事務を行うために、日本学術会議に選挙管理会が設けられる。

選挙管理会には、中央選挙管理会と地方選挙管理会がある。選挙に関する事務を行うのは、原則として前者であり、後者は、各地方区に関係する事項につき、前者に協力する。

中央選挙管理会は一五〇人の委員で組織される。委員は日本学術会議が選定する。地方選挙管理会は、各地方区ごとに設けられ、その委員は各々一四人で、その地方区選出の日本学術会議会員がこれを選定する。委員は、日本学術会議会員の選挙権を有する者でなくてはならない。任期は三年である。中央選挙管理会に、運営委員会が置かれる。委員長、各部の主任および各部の幹事一人で組織される。なにぶんにも中央選挙管理会は一五〇人の合議体であり、そこでこまかい問題を取り扱うことは便利でないので、選挙に関する事務は、実際には、中央選挙管理会の指揮の下に、その運営委員会で行われる例である。

日本学術会議会員の任期

日本学術会議会員の任期は、三年である。第一回に選挙された会員だけは、最初のことであるからというので、例外として、任期は二年となつてゐるが、第二回以後に選ばれる会員は、すべて任期三年である。

会員は正当な理由があるときは、総会の議決によつて退職することができる。地方区で当選した会員は、その地方区との縁が切れた場合(すなわち、その区で勤務することをやめた場合、現に勤務し

ていない者については、その区に住所をもたなくなつた場合)には、会員の資格を失う。

会員に欠員が生じたときは、全国区、地方区ともに、あらかじめ選挙管理會の指定する次点者で補充する。補充会員の任期は、前任者の残任期間である。

会員の任期がおわるたびに、つまり、三年ごとに、選挙を行う。前の会員が、また当選して会員になることも、少しもさしつかえない。

日本学術會議には、どんな機関が置かれるか

日本学術會議には、会長一人と副会長二人が置かれる。

会長は会員のうちから、総会で選挙される。第一回の会長選挙の先例では、過半数の得票者が当選するものとし、過半数の得票者がいないときは、投票をくり返すこととした。

副会長の一人は、人文科学部門に属する会員のうちから、他の一人は自然科学部門に属する会員のうちから、ともに全部の会員によつて、やはり総会で選挙される。

会長および副会長の任期は、会員としての在任期間である。もちろん、かさねて選挙されても、さしつかえない。

会長は日本学術會議を代表し、会務を総理する。副会長は、これを助ける。

各部に、部長および副部长、各々一人ならびに幹事二人を置く。いずれも、その部に属する会員のう

ちから、部会で選挙される。

日本学術會議の最高議決機関は、総会である、すなわち、日本学術會議の意志は、原則として、総会がきめる。総会は毎年二回開かれるが、必要があるときは、臨時に招集される。昭和二四年一月創立以來、今日までに、総会は六回開かれ、それぞれ二日または三日にわたつて活動した。

各部に関する事務は、各部会で審議する。部会は、各部長が、必要に応じて、招集する。各部会は総会の際には、かならず同時に開かれる例であるが、総会とは別に、開かれることもある。二つ以上の部に関連する事務を審議する必要があるときは、関係する部の部長が、共同して連合部会を招集する。

日本学術會議の運営に関する事項を審議するために、運営審議會が置かれる。会長、副会長、部長、副部长および幹事で組織される。これは、日本学術會議のあらゆる仕事について、常時会長を助ける機関で、原則として毎月開かれることになつてゐるが実際には必要に応じてしばしば開かれている。

なお、総会はそうたびたび開かれるものではなく、また、そこでこまかいことをゆつくり審議することは、不適當であるから、特殊な問題は、各種の委員会で鄭重に検討することにしてゐる。日本学術會議の活動のきわめて重要な部分は、実際において、委員会によつてなされてゐる。

日本学術會議の事務機関としては、事務局がある。局長以下の職員が置かれる。

日本学術会議は政府に対してどんな関係にあるか

日本学術会議は、政府からまつたく独立な地位を有する。日本学術会議法も、日本学術会議は「独立して」その職務を行うと明言している。

日本学術会議が政府からまつたく独立なものであるためには、その経費も国庫のお世話にならないのが理想的だとも考えられる。しかし、現在の日本の問題としては、それは実際上不可能であるし、また、政府から独立な科学者の団体を置くことは国家的な必要に合致するところでもあるので、法律は、日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とすると定めている。経費を国庫で負担する以上、その予算は内閣で作成し、国会の議決を経なくてはならず、その限度において、日本学術会議は公的な性格をもたざるを得ない。日本学術会議が、法律で設立されたのは、それがそうした公的な性格をもつからである。

すでに経費を国庫に出してもらわなくてはならない以上、それに関連する行政事務が存在することは当然であり、その結果として行政権の府である政府と関連をもつべきことも当然である。日本学術会議法が「日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする」と定め、また、総理府設置法が「内閣総理大臣の所轄の下に、日本学術会議を置く」と定めているのは、そうした行政事務が内閣総理大臣の担任に属することを定めたとどまり、決して日本学術会議が政府から独立であることと矛盾するもので

はない。

日本学術会議は、科学に関するかぎり、行政に関する事項をも審議するが、その意見は、決して、政府（すなわち、内閣）を法的に拘束するものではない。政府は、憲法上、行政権の責任者であり、すべての行政は政府の責任において行われなくてはならない。したがって、政府に対して責任を負わない日本学術会議が、行政の運用について、政府の行動を制約することは、憲法上、許されない。行政について、日本学術会議のなし得るところは、政府の諮問に答え、または政府に勧告することにかぎられる。諮問に答え、勧告するだけでは、あんまり心細い、政府は、日本学術会議のきめたことをそのまま鵜呑みにしなくてはならないことにはべきだ、と考える人もあろうが、それでは、日本学術会議が行政を行うことになる。一般国民の代表者たる国会と、それによつて指名され、それに対して責任を負う政府と何の関係をもたず、それからまつたく独立である日本学術会議が、行政について政府を法的に制約することは、民主政治の原則に反する。日本学術会議は、科学者だけの代表者でもあるから、その職務も、おのずから、政府の職務とは、ちがつたものでなくてはならない。

日本学術会議は、かように、直接に行政を行うものではないが、政府の行う行政に科学を反映浸透させるために、できるだけ政府を助ける職務をもっている。科学技術行政協議会（STAC）はその点につき日本学術会議が政府に協力応援するための機関である。政府は充分この機関を利用して科学者

の進言を聴くのが望ましい。

日本学術会議の職務は何か

日本学術会議の職務は、次のようなものである。

日本学術会議は、第一に、科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る。
第二に、科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させる。
第三に、左の事項について、政府に勧告する。

- (一) 科学の振興及び技術の発達に関する方策
 - (二) 科学に関する研究成果の活用に関する方策
 - (三) 科学研究者の養成に関する方策
 - (四) 科学を行政に反映させる方策
 - (五) 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
 - (六) そのほか、日本学術会議の目的の遂行に適当な方策
- 第四に、政府の諮問に答える。政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。
- (一) 科学に関する研究、試験等の助成、そのほか科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分

(二) 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針

(三) 特に専門科学者の検討を要する重要施策

(四) そのほか日本学術会議に諮問することを適当とみとめる事項

ここに「科学」とは、いわゆる自然科学だけでなく、社会科学あるいは人文科学のすべてを含むことは、もちろんである。英語で Science というと、主として自然科学だけを意味する場合が多いのであるが、ここにいう「科学」はそれよりもひろい意味であることを、念のため注意しておく。

日本学術会議は、実際にどんなことをしているか

日本学術会議は、生まれてから一年半にすぎず、まだその機能を完全にはたしているとはいえないかもしれないが、その短かい期間のわりには、すでに相当な仕事をしている。

第一に、日本学術会議は、日本の科学者の内外に対する代表機関として、大きなはたらきをしている。ことに日本が文化国として、諸外国との文化の交流に努力しなくてはならない現在において、今まで日本になかった科学者の代表機関が設けられたことは、きわめて意義が深い。創立総会の日、米国科学学士院から祝辞が寄せられ、又自然科学方面では国際学術会議 (I.C.S.U. 即ち International Council of Scientific Unions) があるが、日本学術会議は日本を代表して、その一員となり、去年秋の総会には仁科副会長が出席した。新様に日本学術会議は、次第にひろく世界諸国に知られ、研

究連絡委員会の活動もともなつて諸外国の学界とのあいだに緊密な連絡をもつようになつてゐる。

第二に、日本学術会議は、科学に關する重要事項を審議し、その実現を図るために、各種の重要問題をとりあげ、それぞれについて、臨時ないし常置の委員会を設けて検討している。

たとえば、科学研究費、科学研究組織、研究費配分、国立大学管理法案、科学研究機関の行政整理、研究施設の整備拡充、研究公務員の勤務、研究成果の発表を適切有効ならしめる方策、民間研究施設に對する国庫補助、技術振興の方策、思想・学問の自由、科学研究成果の実用化、特許権等々の各問題について、委員会が設けられ、或は既設委員会に附託し、あるものは審議をおわり、あるものはなお審議をつづけている。

第三に、日本学術会議は、科学に關する研究の連絡を図り、その能率を向上させるために、各部門の研究連絡委員会を設け、また、各学会の成立を助成し、外国学界との連絡を図るとともに、国内の科学者相互のあいだの連絡を図るために、いろいろな方策を實行している。

現在設けられてある研究連絡委員会は総数二七である。その中には数学、天文学、物理学、地球物理学、化学、農学、生物科学のように比較的廣い分野のもあれば、原子核、結晶学、動物学、植物学、地質学、地理学、育種学のようなものもあり、更に日食、無線電時、電波科学、電離層、國際度量衡

植物保護という種類のものもあり、又学問の諸分野に亘る太平洋學術というものもある。今までは自然科学系統のものが多かつたが、人文科学系統では私法研究連絡委員会が既に設けられてあり、なお今後、その他のものも設けられることと思う。人文科学の方でも例えば國際法学会の如き全国的の学会があつたけれども、その数甚だ少なかつた。然るに日本学術会議の成立以來、法学方面でも経済学方面でも全国的の学会が数多く出來、又それらが連合して全国的の日本法律政治学会連合、日本經濟学会連合が成立した。

第四に、行政を科学に反映させるためには、STACに委員を送るとともに、それらの委員を助け、STACとの連絡をよくするために、運営審議會の中、STAC連絡會議を設けて、諸問題を研究してゐる。

第五に、政府に勸告し、または意見を申し入れたことも、きわめて多い。これまでに大学法案、科学研究機関の行政整理等以下、約五〇件にわたる勸告ないし申入がなされた。さきにのべたように、これらの意見は、決して、法的に政府を拘束するものではないが、實際において、政府は、これを最大限に尊重している。

そして、その結果として、日本学術会議の勸告ないし申入の趣旨に應ずる立法的あるいは行政的措置の實行されたものもきわめて多い。大学管理法案起草協議会の設立、行政整理に當つて研究機関の機

能を損傷しないような特別措置等の如きその例である。

第六に、政府から諮問を受けたことも、すでに約二〇件におよんでいる。日本学術会議は、そのために必要があれば、そのための委員会を設けて、慎重に審議した上で、その意見を答申している。とりわけ、文部省科学研究費交付金、科学試験研究費補助金および人文科学研究費補助金の配分の方針についての諮問に対しては、研究費配分委員会を設けて検討し、配分の方針を定めて答申するとともに、文部省に研究費配分審議会を設けることを勧告した。政府は、これに応じて、日本学術会議の推薦する委員で組織される科学、研究費等審議会を設け、以来これが例となつてゐる。昭和二十五年度の文部省科学試験研究費補助金及び通商産業省鉱工業技術研究費補助費については、その配分につき合せて総合的に考慮するため STAC に特別の専門部会を設けて審議することになつたが、これは本会議の答申に基づくものである。

日本学士院はどうか

従來の帝國学士院（終戦後日本学士院と名を改めた）は、日本學術會議法によつて廢止され、改めて、日本學術會議に「學術上の功績顯著な科學者を優遇するために」日本学士院が置かれることになつた。

旧学士院では、会員は学士院自身が選定した者を天皇（新憲法施行後は内閣）が指名することに

つていたが、新しい学士院では、会員は、すべて、日本學術會議が選定する。但し、旧学士院の会員は、全部新学士院の会員になつたものとされる。

会員の定数は、一五〇人。終身である。

日本学士院は、主として、科學者を優遇し、名譽づける機關であり、特別の仕事はないが、學術の研究を奨励するため、特にすぐれた研究に対して授賞することができる。

STAC とは何か

日本學術會議の勸告や、答申は、法的には政府を拘束するものではない。しかし、日本學術會議は各分野における一流の科學者の集まりであるから、その意見に対しては、最大の敬意が拂われなくてはならない。そこで、「日本學術會議と緊密に協力し、科學技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機關相互の間の科學技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議することをその目的とする」機關として、政府に科學技術行政協議會（その英訳 Scientific and Technical Administration Commission の頭字 STAC と略称される）が設けられてゐる。

STAC は、日本學術會議とはちがつて、純然たる政府の機關（総理府の附屬機關）である。内閣總理大臣が会長であり、その指名する國務大臣が副会長となる。委員の半数は關係各行政機關の官吏（原則として次官）から選ばれ、他の半数は學識經驗のある者でなくてはならず、學識經驗のある者を委

員に命ずるときは、日本学術会議の推薦を尊重しなくてはならないことになつてゐる。STACの審議すべき事項は、次のとおりである。

- (一) 日本学術会議の答申または勧告を行政に反映させるために必要な措置
- (二) 政府が日本学術会議に諮問すべき事項の選定に關すること
- (三) 政府が行うべき科学技術に關する國際的事業の実施の方法
- (四) 各行政機關の所管に屬する科学技術に關する事項の連絡調整に必要な措置

あ と が き

以上の説明で、日本学術会議とはどんなものか、がひとまず明らかになつたと思う。

日本学術会議の組織や、職務について、もつと詳しく知りたい人は、どうか日本学術会議法を読んでいたきたい。特に、会員の選挙については、こまかいことの説明はここでは省いたから、日本学術会議会員選挙規則及び日本学術会議選挙管理会規則の規定について、詳細を知っていたきたい。

(おわり)

VI-594

VI
594

VI-594